

重要事項説明書

(訪問看護)

利用者： 様

事業者：訪問看護ステーションかなう

当事業所の目的及び運営方針

1. 事業の目的

株式会社LocalAidが開設する訪問看護ステーションかなう（以下、「ステーション」という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治医が必要を認めた方に対し、適正な事業の提供を目的とする。

2. 運営の方針

- (1) 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できる。
- (2) 指定介護予防訪問看護の提供にあたって、ステーションの看護職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるに支援する。
- (3) 指定定期巡回、臨時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

法人名	株式会社LocalAid
住所	北海道札幌市白石区南郷通13丁目南2-1-205
代表者名	川越 敬太
事業所名	訪問看護ステーションかなう
所在地	北海道札幌市白石区南郷通13丁目南2-1-205
連絡先	070-8468-7314
管理者名	川越 敬太
事業所番号	0160592382
サービス種類	訪問看護
サービス提供地域	札幌市内（手稲区を除く）

(2) 当ステーション職員の職種、定数及び職員体制

人員基準

【看護職員の配置体制】

当事業所では、適切な訪問看護サービスを提供するため、介護保険法に基づく人員基準を満たす以下の人員を配置しています。

・管理者：1名

管理者は、事業所の管理業務に支障がない範囲において、当事業所の訪問職員を兼務するものとする。

・看護職員（保健師・看護師・准看護師）：常勤換算方法により、2.5人以上（うち1名以上は常勤）

※上記の員数は、法令に定める基準を見たす最低限の員数であり、実際の配置数は日々の利用者数や業務量に応じて、基準を上回る適切な人員を確保しています。

サービス種類	月曜日～日曜日・祝日
訪問看護	午前9時～午後6時

(3) サービスの内容

当ステーションでは、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行うことで、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

療養上の世話	在宅におけるリハビリテーション
病気治療のための看護	介護者への技術指導
健康状態の把握	介護に関する各種助言等
医療面における助言	ターミナルケア

4. 費用について

当事業所が提供する訪問看護サービスの料金は以下の通りです。

【利用料金の計算ルール】

- ・ 介護保険：国が定める「単位数」に、**札幌市（7級地）の地域単価（1単位＝10.21円）を掛けた総額から、利用者の負担割合（1割～3割）に応じた金額を算定します。
- ・ 医療保険・精神訪問看護：国が定める「点数」に基づき（1点＝10円）、利用者の保険証に応じた負担割合（1割～3割）の金額を算定します。
- ・

（1）基本料金（1回・1日あたりの目安）

① 介護保険を利用する場合（1割負担の例）

※2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍となります。

職種・サービス内容	訪問時間	単位数（要介護）	自己負担額（1割）
看護職員による訪問看護	20分未満	314単位	321円
	30分未満	471単位	481円
	30分～60分未満	823単位	840円
	60分～90分未満	1128単位	1,152円
理学療法士等によるリハビリ	20分	294単位	301円
	40分	588単位	601円
	60分	795単位	812円

★ 【要支援（指定介護予防訪問看護）の方の料金（1割負担）】

- ・ 看護職員の訪問：20分未満（309円） / 30分未満（460円） / 60分未満（811円） / 90分未満（1,113円）
- ・ リハビリの訪問：20分（290円） / 40分（580円） ※要支援の方は60分枠はありません。

② 介護保険における加算一覧

加算の正式名称 (介護保険法)	単位数	算定のタイミング
初回訪問看護加算 (Ⅰ)	350単位	新規に訪問看護計画を策定した月(過去2ヶ月間利用がない場合含む)
初回訪問看護加算 (Ⅱ)	300単位	退院・退所当日に訪問看護が必要と認められ実施した場合 や 要支援から要介護への区分変更の利用者
緊急時訪問看護加算 (Ⅰ)	600単位	月1回
緊急時訪問看護加算 (Ⅱ)	574単位	月1回
特別管理加算(Ⅰ)	500単位	月1回
特別管理加算(Ⅱ)	250単位	月1回
専門管理加算	250単位	月1回
ターミナルケア加算	2,500単位	死亡日及び死亡前14日以内に2回以上訪問看護を実施した場合
退院時共同指導加算	600単位	退院・退所につき1回
夜間・早朝訪問看護 加算	基本報酬の 25%増	夜間(18時～22時)・早朝(6時～8時)の訪問時
深夜訪問看護加算	基本報酬の 50%増	深夜(22時～翌朝6時)の訪問時

③ 医療保険・精神訪問看護を利用する場合（10割の総費用）

※ここから利用者の負担割合（1割～3割）に応じた金額が実際の自己負担になります。

サービス項目	区分・訪問頻度	点数	総費用（10割）
基本療養費	週3日目まで（1日1回）	555点	5,550円
	週4日目以降（1日1回）	655点	6,550円
管理療養費	初回訪問	767点	7,670円
	2日目以降の訪問	300点	3,000円

④ 医療保険における加算一覧（健康保険法・点数表上の正式名称・10割総額）

※1点＝10円として計算した全額（10割）の金額です。ここから負担割合（1～3割）が自己負担となります。

加算の正式名称（健康保険法）	金額（10割）	算定のタイミング
24時間対応体制加算	6,800円	月1回
緊急訪問看護加算	2,650円	1日につき（※訪問14日目まで。15日目以降は2,000円）
特別管理加算（Ⅰ）	5,000円	月1回
特別管理加算（Ⅱ）	2,500円	月1回
専門管理加算	2,500円	月1回（※医療保険における専門管理の評価）
難病等複数回訪問看護加算	4,500円 / 8,000円	1日につき（※1日2回訪問は4,500円、3回以上は8,000円）
複数名訪問看護加算	4,500円	1日につき（※看護師2名で訪問した場合）
乳幼児加算	1,800円 / 1,300円	1日につき（※状態等によりいずれかを算定）
訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000円	在宅で看取った場合（ステーションの看護師等が主導）

加算の正式名称（健康保険法）	金額（10割）	算定のタイミング
訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000円	在宅で看取った場合（他事業所等と連携・共同して一体的に実施）
退院時共同支援加算	8,000円 / 6,000円	1回につき（※特別な状態にある場合は8,000円）
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	1日につき（夜間18時～22時、早朝6時～8時の訪問時）
深夜訪問看護加算	4,200円	1日につき（深夜22時～翌朝6時）
訪問看護医療DX情報活用加算	50円	月1回
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	780円	月1回

⑤ 保険外の自費サービス・その他の費用

- エンゼルケア（お見送り時のお仕度）：12,500円
- 自費訪問看護（全額自己負担）：30分 5,000円
- 利用者都合によるサービス中止に伴う費用（違約金）
 - 利用前日の18時までのご連絡：無料
 - 利用予定日の前日18：00以降、または当日に中止の連絡をいただいた場合（無断キャンセル含む）：予定していた訪問看護サービスが提供不能となったことに伴う実損害の補填として、一律5,000円（非課税）を違約金として申し受けます。

※ただし、利用者の病状の急変や緊急入院など、やむを得ない事情があると当事業所が認めた場合は、この限りではありません。

※介護保険適用の場合であっても、保険料滞納などによって事業者には保険給付金が支払われない場合があります。その場合、介護保険適用外の料金を頂いて、訪問看護のサービス提供証明書を発行いたします。この訪問看護のサービス提供証明書を、後日役所の窓口へ提出し、差額の払い戻しを受けてください。

⑥ その他の費用

サービスの実施に必要な自宅での水道・電気・ガス・電話などの費用は、利用者負担となります。

5. 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関居宅介護支援事業者等に連絡します。

6. 事故発生時の対応

利用者に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業者の窓口	所在地 電話番号 受付時間	株式会社LocalAid 北海道札幌市白石区南郷通13丁目南2-1-205 090-1528-3459 午前9時～午後6時 (日、祝・休日および12月29日～1月3日はお休み)
保険者の窓口	所在地 電話番号 受付時間	札幌市白石区役所 保健福祉課 札幌市白石区南郷通1丁目南8-1 011-861-2450 午前8時45分～午後5時15分 (土・日、祝・休日および12月29日～1月3日はお休み)

- ・上記の事故状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- ・事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます

7. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は下記窓口へ申し立てることができます。

処理手順

- ・苦情を受けた場合、管理者が担当者から詳しい内容を確認した上で直ちに利用者（家族）に連絡を取り、詳細な状況把握に努めます。
- ・検討結果を利用者に伝え、信頼関係の修復に努めます。
- ・上席に報告し、指示によって担当者会議を招集し、その結果に基づいた対応を講じます。
- ・最初の防止に役立てるため、台帳に記載し保管します。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

説明確認欄

年 月 日

サービス契約締結にあたり、重要事項について文書で説明を行いました。

事業所名： 株式会社LocalAid 訪問看護ステーションかなう

説明者

サービス契約締結にあたり、本書面に基づいて重要事項について文書で説明を受けました。

利用者氏名

家族または後見人・代理人（続柄 ）

氏名